

～高校・大学などへの修学に係る奨学資金の交付について～

市では、向学心に富み、経済的な理由により修学が困難な学生に対し、奨学資金の交付(給付又は無利子で貸付)事業を実施しています。この制度は、在学生でも利用可能なものとなっており、毎年秋頃に次年度の募集を行っております。

奨学資金の給付

○対象 大学又は同程度の学校に在学又は進学する人で、以下の①～④のすべてに該当する人

①経済的理由により修学が困難な者

②成績が特に優秀である者

※高等学校等における全履修科目的評定平均値が5段階評価で4.0以上

③給付奨学生の生計を維持する者で、給付の日の2年前から引き続き市内に住所を有している人

④健康新品行方正である者

○給付金額 【大学・短大・専門学校など】月額：3万円、入学一時金：20万円

○給付期間・時期 月額：4月～正規修業年度、入学一時金：入学前の3月

奨学資金の貸付

○対象 高等学校以上の学校に在学又は進学する人で、次の①～④のすべてに該当する人

①経済的理由により修学が困難な者

②成績が優秀である者

③貸与奨学生の生計を維持する者で、市内に住所を有しているもの

④健康新品行方正である者

○貸付金額 【高校】月額：1万円、入学一時金：10万円

【大学・短大・専門学校など】月額：3万円、入学一時金：20万円

○貸付期間・時期 月額：4月～正規修業年度、入学一時金：入学前の3月

○返還免除 卒業後、以下の①及び②の両方に該当する者は、その期間中は返還を免除

①市内に居住している者

②就業している者(職場は市内外を問いません)

○問い合わせ先

奨学資金の給付 市教育委員会学校教育課(内線521、522)

奨学資金の貸付 市教育委員会教育総務課(内線551)